

○玉名市情報公開条例

平成17年10月3日

条例第12号

改正 平成17年12月27日条例第195号

平成20年3月28日条例第4号

平成24年3月29日条例第4号

平成25年3月28日条例第11号

平成27年3月31日条例第11号

平成28年3月31日条例第5号

平成30年3月30日条例第3号

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 公文書の開示（第5条—第16条）

第3章 審査請求（第16条の2—第21条）

第4章 雑則（第22条—第27条）

第5章 罰則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市の保有する公文書の開示を請求する権利について定めることにより、市政の諸活動を市民に説明する責任を全うされるようにするとともに、市民の知る権利を尊重した市政運営を図り、もって市民の市政への参画の推進と開かれた市政の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 市長（公営企業管理者の権限を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの

イ 本市の図書館、博物館等において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別に管理しているもの

(平17条例195・平20条例4・平30条例3・一部改正)

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利が十分保障されるようにするとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(開示を請求するものの責務)

第4条 公文書の開示を請求するものは、この条例の目的に即してその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

(公文書の開示を請求できるもの)

第5条 何人も、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができる。

(平24条例4・一部改正)

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をしようとするものは、実施機関に対し、規則で定める事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により、開示することができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する部分を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として公にすることが予定されている情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であ

ると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）である場合において、その職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容

オ 当該個人が公務員等以外である場合において、その者の有する公的地位又は立場に関連する情報であって、開示しても、当該個人の権利利益を害するおそれがないと認められるもの

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報及び実施機関との契約に関する支出に係る公文書に記録されている情報に含まれる当該支出の相手方である法人等又は個人の名称又は氏名に関する部分を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる情報

(5) 実施機関内部又は実施機関相互における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは公共団体（以下「国等」という。）の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 実施機関と国等との間における、協議、依頼、委任等に基づき、実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、開示することにより、国等の協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(8) 公表しないことを条件に任意に第三者から提出された情報であつて、公にすることにより、市と当該第三者との信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(平25条例11・平27条例11・一部改正)

(公文書の部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公文書の存否に関する情報)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の決定

をしたときは、開示請求者に対し、その旨及び開示に必要な事項を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しない旨の決定（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る公文書を保有していないときの決定を含む。）をしたときは、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期間）

第11条 前条の規定による決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求書が提出された日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、開示請求者に対し、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由があるときは、同項に規定する期間を開示請求書が提出された日の翌日から起算して45日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、同項に規定する期間内に、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期間の特例）

第12条 実施機関は、開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求書が提出された日の翌日から起算して45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条の規定にかかわらず、開示請求に係る公文書のうちの相当部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等を行うことができる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

（平25条例11・一部改正）

（第三者保護に関する手続）

第13条 実施機関は、開示請求に係る公文書に本市又は開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、次項の規定に該当するときを除き、当該第三者の意見を聴くことができる。

- 2 実施機関は、第7条第2号ウ、同条第3号ただし書の規定により、第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとするときは、あらかじめ、当該第三者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 実施機関は、前2項に規定する手続を経て、当該公文書を開示するときは、開示の決定と開示を実施する期日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後、速やかに、当該第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第14条 公文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

2 公文書の開示の方法は、規則で定める。

3 実施機関は、公文書の開示をすることにより当該公文書の保存に支障が生ずるおそれがあると認めるときその他当該公文書の原本を開示しないことにつき相当の理由があるときは、その写しにより開示することができる。

(他の制度等との調整)

第15条 この条例は、法令等の規定により、公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合については、適用しない。

(費用の負担)

第16条 開示請求に係る公文書の閲覧の手数料は、無料とする。

2 開示請求に基づき、公文書の写しの交付を受けようとするものは、当該写しの交付に必要な費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求

(平28条例5・改称)

(審査請求先)

第16条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求は、市長に対してするものとする。

(平30条例3・追加)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条の3 前条の審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平28条例5・追加、平30条例3・一部改正)

(審査請求に関する手続)

第17条 市長は、第16条の2の審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当するときを除き、玉名市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき(当該公文書の開示について反対意見が提出されていると

きを除く。)

- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により諮問したときは、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この章において同じ。)
 - (2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について、反対意見を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- 4 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときについて準用する。
 - (1) 開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却するとき。
 - (2) 審査請求に係る開示決定等(審査請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示するとき(当該公文書の開示について、第三者である参加人から反対意見が提出されているときに限る。)

(平20条例4・平28条例5・平30条例3・一部改正)

(審査会)

- 第18条 前条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、審査会を置く。
- 2 審査会は、前項に定めるもののほか情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議することができる。
 - 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
 - 4 委員は、公正さ及び中立性が確保され、かつ、情報公開制度に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
 - 5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 7 審査会の会議は、公開しない。ただし、審査会が必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 8 前条第1項の規定による諮問に係る審査会の答申の内容は、公表する。
 - 9 前各項及び次条から第21条までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平20条例4・平28条例5・一部改正)

(審査会の調査権限)

第19条 審査会は、審査請求に係る諮問があった場合において、必要があると認めるときは、当該審査請求に係る実施機関（以下この条において「実施機関」という。）に対し、審査請求に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、審査請求に係る公文書に記録されている情報の内容を分類し、又は整理した資料を作成し、提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、参考人に陳述を求め、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(平28条例5・平30条例3・一部改正)

(意見の陳述等)

第20条 審査請求人等は、審査会に対し、口頭で意見を述べる機会を付与するよう求めることができる。この場合において、審査会は、その必要がないと認めるときは、当該機会を付与しないことができる。

2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

(平28条例5・一部改正)

(提出資料の閲覧等)

第21条 審査請求人等は、審査会に対し、第19条第4項又は前条第2項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、閲覧又は写しの交付を求めた当該審査請求人等以外のものの利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による写しの交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該写しの

交付に必要な費用を負担しなければならない。

(平28条例5・一部改正)

第4章 雑則

(公文書の管理及び情報の提供)

第22条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理しなければならない。

2 実施機関は、公文書の検索に必要な資料の作成その他開示請求をしようとするものが容易かつ的確に請求をすることができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

(運用状況の公表)

第23条 市長は、毎年度1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(公文書の任意的開示)

第24条 実施機関は、この条例が適用される公文書以外の公文書について開示の申出があったときは、これに応じるよう努めるものとする。

2 第16条の規定は、前項の規定による公文書の開示について準用する。

(平24条例4・一部改正)

(情報公開の総合的な推進)

第25条 実施機関は、市民福祉の向上及び充実のために必要な情報を、市民に迅速かつ正確に提供するため、情報公開に関する施策の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人の情報の開示)

第26条 実施機関は、本市が出資している法人であって規則に定めるもの(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨についての情報の積極的な収集に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人が保有する文書であって、実施機関が保有していないものについて開示請求があったときは、当該出資法人に対し、当該文書を提出するように求めるものとする。

3 実施機関は、出資法人に対し、この条例に基づく本市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(指定管理者の情報の開示)

第26条の2 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。以下同じ。)は、その保有する文書、図面及び電磁的記録(以下「文書等」という。)であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に係るものの公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書等であって、実施機関が保有していないものについて、当該文書等の公開の申出があったときは、指定管理者に対して当該文書等を実施機関に提出するよう求めるものとする。

3 前項の規定により実施機関が指定管理者に提出を求める文書等の範囲、文書等の公開の手続、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定める。

4 実施機関は、指定管理者に対し、この条例に基づく本市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(平17条例195・追加)

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が定める。

第5章 罰則

(平20条例4・追加)

第28条 第18条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平20条例4・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月3日から施行する。

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。

3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の玉名市、岱明町、横島町及び天水町（次項において「旧市町」という。）から承継された公文書（次項及び第5項においてこれらを「承継公文書」という。）については、適用しない。

(承継公文書の公開)

4 実施機関は、承継公文書の公開の申出があったときは、旧市町の例によるものとする。

5 第15条の規定は、前項の規定による承継公文書の公開について準用する。

(経過措置)

6 施行日の前日までに、合併前の玉名市情報公開条例（平成13年玉名市条例第3号）、岱明町情報公開条例（平成15年岱明町条例第8号）又は天水町情報公開条例（平成13年天水町条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(委員の任期の特例)

7 第18条第5項の規定にかかわらず、平成20年1月18日から始まる委員の任期は、2年に達した日以後における最初の3月31日までとする。

(平20条例4・追加)

附 則 (平成17年12月27日条例第195号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月28日条例第4号)
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定及び本則に1章を加える改正規定は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の玉名市情報公開条例附則第7項の規定は、平成20年1月18日から適用する。

附 則 (平成24年3月29日条例第4号)
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日条例第11号)
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日条例第11号)
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日条例第5号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の玉名市情報公開条例（以下この項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる新条例第11条第1項に規定する開示決定等又は新条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた第1条の規定による改正前の玉名市情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等又は同条例第6条第1項に規定する開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月30日条例第3号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の玉名市情報公開条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後にされる新条例第11条第1項に規定する開示決定等又は新条例第6条に規定する開示請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、同日前にされたこの条例による改正前の玉名市情報公開条例第11条第1項に規定する開示決定等又は同条例第6条に規定する開示請求に係る不作為に

係る審査請求については、なお従前の例による。